

障害のある方に対する自動車税・自動車取得税の減免のお知らせ

兵庫県では、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（障害等について一定の要件があります）の日常生活にとって不可欠な生活手段となっている自動車について、自動車税・自動車取得税の減免を実施しています。

減免の対象となる自動車

もっぱら障害のある方（以下「障害者」）の移動手段として継続的に使用される次に掲げる自動車が対象となります。なお、減免できる自動車は障害者 1 人に対して 1 台（軽自動車を含む）までで、運転者が重複しない場合に限りです。

- 1 障害者またはその方の親族で生計を一にする方が取得又は所有し、運転する自動車
 - 2 障害者のみの世帯の方が取得または所有する自動車で、その方を常時介護する方が運転する自動車
- ※ 減免の申請をできる方は、申請する自動車について、今年度分の自動車税が課税された方、または自動車取得税の納税義務がある方です。なお、リース会社が納税義務者となるリース車や法人が納税義務者の自動車は対象外です。
- ※ 減免申請時の現況によるため、障害者のために過去使用していた場合や、将来において障害者のために使用する予定である状況では、減免することができませんのでご注意ください。（例：申請時、障害者が入院や福祉施設等に入所している場合は減免することはできません。）

減免申請の手続き （※代理の方による申請も可能ですが、申請書の誓約は納税義務者本人がご記入ください）

1 自動車税

① 新しく自動車を購入（取得）される場合

申請時期・・・自動車を登録される時（自動車税の納期限後であっても申請することができます。この場合は月割りの減免となります。下記③をご覧ください）

申請場所・・・自動車取得税審査・自動車税納税証明課（6 ページ参照）

年度途中で移転登録により自動車を取得された場合は、その翌年度分から下記②により減免申請の手続きを行ってください。

② 既に所有している自動車について、新たに自動車税の減免を受ける場合

申請時期・・・4月1日から自動車税の納期限まで（納期限後であっても申請することができます。この場合は月割りの減免となります。下記③をご覧ください）

申請場所・・・登録地を管轄する県税事務所（6 ページ参照）

ただし、引っ越しなどにより、他の都道府県のナンバーから神戸・姫路ナンバーに変更された場合は、その年度は本県での自動車税の納税義務が生じないため、翌年度に減免申請をしてください。

③ 減免申請期限（自動車税の納期限）後に減免申請する場合

年度の途中で身体障害者手帳等の交付を受け減免事由に該当することになった等（※）の場合は、その年度の2月末日まで、随時自動車税の減免申請書を受取り、申請の翌月以後の月数に応じ、年税額の月割相当額（限度額の月割相当額まで）を減免します。ただし、減免の申請をできるのは、自動車税の納税義務がある場合に限りです。

申請時期・・・自動車税の納期限の翌日から当該年度の2月末日まで随時

申請場所・・・登録地を管轄する県税事務所（6 ページ参照）

※ 減免事由に該当していたが、減免申請期限（自動車税の納期限）までに、申請書の提出がなかった場合を含みます。

2 自動車取得税

申請時期・・・自動車を登録されるとき

申請場所・・・自動車取得税審査・自動車税納税証明課及び軽自動車取得税課（6ページ参照）

＜ご注意＞自動車取得税については、期限後に申請されても減免を受けることはできませんので、必ず自動車を登録されるときに減免の申請をしてください。

減免申請に必要な書類

（※既に所有している自動車について申請される場合は、下記必要書類を提出する際に、減免申請される自動車の登録番号を必ずお伝えください。）

必要書類	運転・所有形態	障害者本人所有			家族所有		
		本人運転	家族運転		常時介護者運転 ※8	本人または家族運転	
			同居	別居		同居	別居
減免申請書 ※1		○	○	○	○	○	○
手帳（原本） ※2、3		○	○	○	○	○	○
納税義務者の印鑑（認印可）		○	○	○	○	○	○
運転免許証（原本）		○	○	○	○	○	○
住民票（原本） ※4		/	○	○	○	○	○
扶養関係確認書類（原本） ※5		/	/	○	/	/	○
障害者自身および生計を一にする者全員が当該年度の軽自動車税の減免を受けていないことの証明書 ※6		○	○	○	○	○	○
常時介護の申立書 ※7		/	/	/	○	/	/

※1 兵庫県のホームページからダウンロード可能です。また、県税事務所等でも配布しています。

※2 複数の手帳の交付を受けている場合（例：身体障害者手帳と療育手帳）は、お持ちの手帳をすべて提示してください。

※3 現在、障害者手帳等の交付申請中である場合は、減免を受けることはできません。

※4 所有者、障害者、運転者の住民票（当該年度に発行された3ヶ月以内のもので、続柄の記載があるもの）。

※5 所有者、障害者、運転者のいずれかが別居の場合、直近の健康保険証、源泉徴収票、税申告書の写し等、扶養関係を確認できる書類（民生委員の証明書は不可）。

なお、住民票の世帯が別であっても、同一住所であれば同居とみなしますので、この書類は不要です。

※6 市（区）役所、町役場で発行しています。ただし、障害者手帳等に軽自動車税を減免している旨の表示を行う市町にあっては、この証明書は原則として不要です。

※7 常時介護の場合は申立書が必要です（兵庫県のホームページからダウンロード可能です）。

※8 常時介護者運転について

①障害者のみの世帯の方が取得又は所有する自動車対象です。

障害者のみの世帯とは、重度下肢等障害者又は精神障害者（4、5ページの表中、本人所有家族運転・常時介護者運転で対象となっている方）のみで構成されている世帯をいいます。

②障害者のみの世帯である場合、減免申請される障害者の方以外の障害者の方の手帳も提示してください。

③申請には、障害者の世帯全員および常時介護者の住民票（当該年度に発行されて3ヶ月以内のもので、続柄の記載があるもの）が必要です。

＜ご注意＞

○既に減免を受けている自動車を乗り換えられる場合には、新たな自動車の減免申請時に今までの減免車について移転・抹消登録が行われていることが確認できる車検証等（写し）を提示してください。

○自動車の登録を行ってから1カ月以内に自動車税の減免申請をされる場合は、その自動車の車検証（写し）を提示してください。

減免する額

1 自動車税

(1) 限度額

減免を受ける自動車を総排気量が1.5リットルを超え2.0リットル以下の乗用車とみなした場合に課す自動車税額を減免の限度額とします。限度額を超える自動車をお持ちの方は、限度額を超える部分についての自動車税を負担していただくことになります。

(2) 減免割合

障害の程度等に応じて1/2減免となる場合があります(4、5ページ参照)。

※1/2減免の対象となる方の減免額は、限度額も1/2となります。

◆ 自動車税の減免限度額表

(ア) 総排気量が1.5リットル超の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車		
		重課 (+15%)	軽課 (-50%)	軽課 (-75%)
自家用	39,500円	45,400円	20,000円	10,000円
営業用	9,500円	10,900円	5,000円	2,500円

(イ) 総排気量が1.0リットル超1.5リットル以下の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車		
		重課 (+15%)	軽課 (-50%)	軽課 (-75%)
自家用	34,500円	39,600円	17,500円	9,000円
営業用	8,500円	9,700円	4,500円	2,500円

(ウ) 総排気量が1.0リットル以下の乗用車

	通常の自動車	グリーン化税制適用の自動車		
		重課 (+15%)	軽課 (-50%)	軽課 (-75%)
自家用	29,500円	33,900円	15,000円	7,500円
営業用	7,500円	8,600円	4,000円	2,000円

※(ア)～(ウ)について、

- ・ 月割により減免する場合は、限度額の範囲内で月割により算定した額となります。
- ・ 1/2減免の場合は、限度額の範囲内で算定した税額の1/2となります。

2 自動車取得税

220万円に当該自動車に課すべき自動車取得税の税率(※1)を乗じて得た額を減免の限度額とします。

なお、障害者の利用に供するためまたは障害者が運転するための特別の仕様または装置の変更(※2)を行った場合は、変更に必要な額に220万円を加算した額に当該自動車に課すべき自動車取得税の税率を乗じて得た額を減免の限度額とします。

ただし、障害の程度に応じて1/2減免の対象となる方(4、5ページ参照)は、上記により算定した税額の1/2が限度額となります。

自動車取得税の税額が限度額を超える自動車を取得された場合は、限度額を超える自動車取得税をご負担いただきます。

※1 低公害車等の場合は、軽減税率を適用します。

※2 障害者のための特別の仕様または装置の変更とは、例えば、車いすをご利用の障害者のために、車いすの昇降装置等の設置のために自動車の構造を変更した場合などです。

減免対象者の範囲と減免割合

障害の区分	障害の程度	本人所有		家族所有	
		本人運転	家族運転 常時介護者運転	本人運転	家族運転
視覚障害	1～3級	全額	全額	1/2	1/2
	4級の1(※1)	全額	全額	1/2	1/2
	4級の2(※1)	1/2	1/2	1/2	1/2
	特別～第4項症	全額	全額	1/2	1/2
聴覚障害	2～3級	全額	全額	1/2	1/2
	4級	1/2	1/2	1/2	1/2
	特別～第4項症	全額	全額	1/2	1/2
平衡機能障害	3級	全額	全額	1/2	1/2
	5級	1/2	1/2	1/2	1/2
	特別～第4項症	全額	全額	1/2	1/2
音声機能障害	3級(喉頭摘出)	全額	1/2	1/2	1/2
	特別～第2項症(喉頭摘出)	全額	1/2	1/2	1/2
上肢不自由	1級	全額	全額	1/2	1/2
	2級の1、(※2) 2級の2	全額	全額	1/2	1/2
	2級の3、(※2) 2級の4	1/2	1/2	1/2	1/2
	3級	1/2	1/2	1/2	1/2
	4～6級	1/2	×	×	×
	特別～第3項症	全額	全額	1/2	1/2
	第4～第5項症	1/2	1/2	1/2	1/2
	第6項症及び 第1～第3款症	1/2	×	×	×
下肢不自由	1～2級	全額	全額	1/2	1/2
	3級の1(※3)	全額	全額	1/2	1/2
	3級の2、(※3) 3級の3	全額	1/2	1/2	1/2
	4～6級	全額	1/2	1/2	1/2
	特別～第3項症	全額	全額	1/2	1/2
	第4～第6項症及び 第1～第3款症	全額	1/2	1/2	1/2
体幹不自由	1～3級	全額	全額	1/2	1/2
	5級	全額	1/2	1/2	1/2
	特別～第4項症	全額	全額	1/2	1/2
	第5～第6項症及び 第1～第3款症	全額	1/2	1/2	1/2

減免対象者の範囲と減免割合

障 害 の 区 分		障害の程度	本人所有		家族所有	
			本人運転	家族運転 常時介護者運転	本人運転	家族運転
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級	全額	全額	1/2	1/2
		2級(両上肢)	全額	全額	1/2	1/2
		2級(1上肢のみ)	1/2	1/2	1/2	1/2
		3級	1/2	1/2	1/2	1/2
	4～6級	1/2	×	×	×	
	移動機能	1～2級	全額	全額	1/2	1/2
		3級(両下肢)	全額	全額	1/2	1/2
		3級(1下肢のみ)	全額	1/2	1/2	1/2
4～6級		全額	1/2	1/2	1/2	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の機能障害	1級・3級	全額	全額	1/2	1/2	
	4級	1/2	1/2	1/2	1/2	
	特別～第3項症	全額	全額	1/2	1/2	
	第4～第5項症	1/2	1/2	1/2	1/2	
肝臓機能障害	1～3級	全額	全額	1/2	1/2	
	特別～第3項症	全額	全額	1/2	1/2	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	全額	全額	1/2	1/2	
療育手帳の交付を受けている方	重度(A)	—	全額	—	全額	
	中度(B1)	—	1/2	—	1/2	
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	1級	—	全額	—	全額	

●網掛け部分は障害者が18歳未満の場合に限り、全額減免となります。

●二重線で囲んでいる部分は戦傷病者手帳の交付を受けている方の対象範囲です。ただし、戦傷病者手帳の旧第3款症は現行の第4款症に該当し、対象外ですのでご注意ください。

●表中の※1～3の場合や、表にあてはまらない等級が身体障害者手帳等に記載されている場合(2つ以上の障害が重複する場合等)は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者程度等級表」等により判断する必要がありますので、減免の対象となるかどうかについて県税事務所までご確認ください。

※1：(例)視覚障害4級で、「両眼の視力の和が0.09以上0.12以下」の場合・・・「4級の1」

(例)視覚障害4級で、「両目の視野がそれぞれ10度以内」の場合・・・「4級の2」

※2：(例)上肢不自由2級で、「両上肢の機能の著しい障害」がある場合・・・「2級の1」

(例)上肢不自由2級で、「両上肢のすべての指を欠く」場合・・・「2級の2」

(例)上肢不自由2級で、「1上肢を上腕の2分の1以上で欠く」場合・・・「2級の3」

(例)上肢不自由2級で、「1上肢の機能を全廃した」場合・・・「2級の4」

※3：(例)下肢不自由3級で、「両下肢をショパール関節以上で欠く」場合・・・「3級の1」

(例)下肢不自由3級で、「1下肢を大腿の2分の1以上で欠く」場合・・・「3級の2」

(例)下肢不自由3級で、「1下肢の機能を全廃した」場合・・・「3級の3」

●現在、手帳を交付申請中の方は、減免を受けることはできません。

自動車税については、手帳交付を受けた後に減免申請をしていただければ、減免申請期限後であっても、申請の翌月以後の月数に応じて減免しますが、自動車取得税については、手帳交付が減免申請期限後となった場合は、減免申請をしていただいても減免することができませんので、ご注意ください。

◆詳しくは県税事務所の自動車税課税担当課へお問い合わせください(6ページ参照)。

○ 自動車税の問い合わせ先

県税事務所	所在地	電話	担当地域
神戸	神戸市中央区中山手通 6-1-1	(直) (078) 361-8529	神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区
西神戸	神戸市長田区浪松町 3-2-5	(直) (078) 737-2047	神戸市長田区、須磨区、垂水区、西区
西宮	西宮市櫛塚町 2-28	(直) (0798) 39-6113	尼崎市、西宮市、芦屋市
伊丹	伊丹市千僧 1-51 ※耐震改修工事に伴い、平成 29 年度中に、仮設庁舎へ移転予定です。	(直) (072) 785-7451	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
加古川	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	(直) (079) 421-9271 (代) (079) 421-1101	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
加東	加東市社字西柿 1075-2	(直) (0795) 42-9331 (代) (0795) 42-5111	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
姫路	姫路市北条 1-98	(直) (079) 281-9104 (代) (079) 281-3001	姫路市、神戸河町、市川町、福崎町
龍野	たつの市新宮町新宮 27-1 ※耐震改修工事の完了後、平成 29 年 7 月上旬に、仮設新宮庁舎から龍野庁舎へ移転予定です。	(直) (0791) 72-8517 (直) (0791) 72-8508	相生市、赤穂市、たつの市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町
豊岡	豊岡市幸町 7-11	(直) (0796) 26-3628 (代) (0796) 23-1001	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波	丹波市柏原町柏原 688	(代) (0795) 72-0500 (直) (0795) 73-3746	篠山市、丹波市
洲本	洲本市塩屋 2-4-5	(直) (0799) 26-2026 (代) (0799) 22-3541	洲本市、南あわじ市、淡路市

○ 自動車取得税の問い合わせ先

自動車の種別	県税事務所	所在地	電話
自動車	神戸ナンバー 神戸県税事務所 自動車取得税審査・ 自動車税納税証明課	神戸市東灘区魚崎浜町 33	(078) 441-0305
		神戸市中央区中山手通 6-1-1	(078) 361-8537
	姫路ナンバー 姫路県税事務所 自動車取得税審査・ 自動車税納税証明課	姫路市飾磨区中島福路町 3323	(079) 233-8260
		姫路市北条 1-98	(079) 281-9160
軽自動車	神戸ナンバー 神戸県税事務所 軽自動車取得税課	神戸市東灘区御影本町 1-5-5	(078) 822-6050
	姫路ナンバー 姫路県税事務所 自動車取得税審査・ 自動車税納税証明課	姫路市飾磨区中島福路町 3323	(079) 233-8260

○ 申請書等のダウンロードの方法

兵庫県ホームページ → 暮らし・教育 → 生活 → 税金・公金収納
→ 県税のあらまし → 申請書等ダウンロード

<http://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/navi/procList.do?fromAction=10&govCode=28000&keyWord=342>